

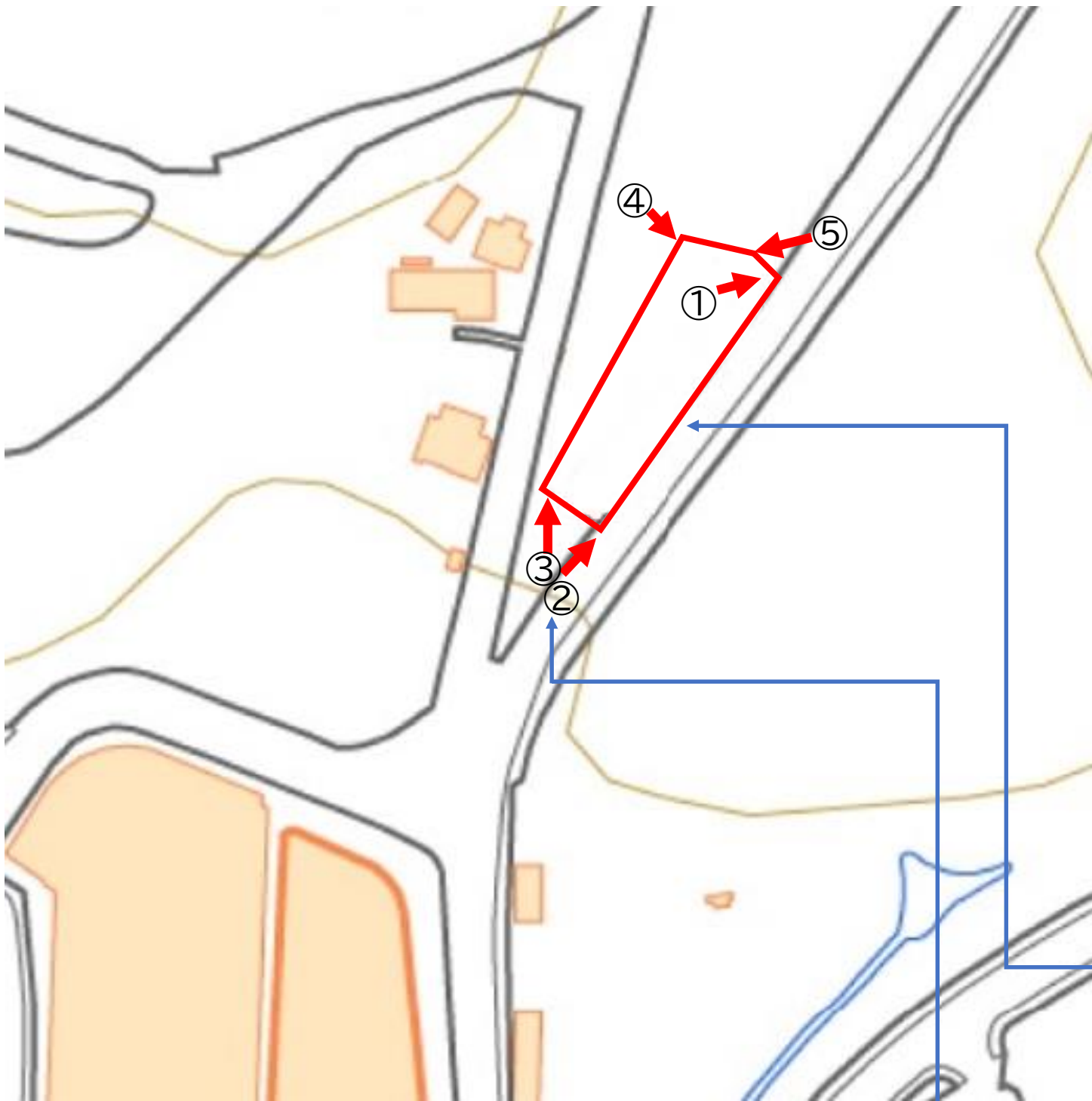
# <添付書面の記載例>

東京都千代田区霞が関  
一丁目1番1

図面の土地の所在と地番を記載してください。

(1) 承認申請に係る土地の位置及び範囲を明らかにする図面

(国土地理院地図を用いた例)



国土地理院地図、住宅地図、登記所備付地図等（縮尺は、「1/2500」以上が望ましい）に申請土地の所在及び所有権の範囲を示します。  
図面の大きさは、申請する土地のみの範囲ではなく、その土地の場所が判明する程度の範囲で作成してください。

※国土地理院地図及び住宅地図については、取扱いのある書店等で購入するほか、インターネットに表示されたものを使用できます。  
登記所備付地図については、最寄りの法務局又は登記情報提供サービスを通じて取得することができます。

国土地理院地図  
(Web) はこちら→



認識している所有権の範囲をマーキングしてください。

①境界点等を撮影した場所に番号を振ってください。  
②写真を撮影した向きを矢印で示してください。

東京都千代田区霞が関  
一丁目1番1

写真の土地の所在と地番  
を記載してください。

## (2) 承認申請に係る土地と当該土地に隣接する土地との境界点を明らかに する写真

(イメージ)

①



コンクリート角

②



金属板

③



木杭

④



木杭

⑤



プラスチック杭

申請者が認識している  
隣接土地との境界点  
(※1) について、周  
囲から認識しやすいよ  
う表示(※2)を行い、  
写真を添付します。

(1) 地図に示した撮影場  
所の番号を表示してくだ  
さい。

(2) 撮影場所ごとに境界  
点又は境界線等境界の周  
囲を撮影した写真を添付  
してください。

(3) 境界点(矢印で示し  
てください)を起点とし  
て、認識している境界点  
及び境界線をマーカーで  
示してください。

※1  
隣地所有者と合意の上で設置された既存境界標またはそれに準じる工作物、境界を示す地物・地形等がある場合にはその箇所を境界点とします。既存境界標等がない場合には、仮杭等の亡失のおそれの小さい素材で位置を示す目印を設置します。

※2  
境界点の表示は、ポール・プレート・テープ類の設置等簡易なもので差し支えありません。ただし、申請時、法務局の審査時及び国庫帰属時も境界点の表示が残っている必要があります。これは、表示された範囲で帰属後の土地を管理することになるためです。

東京都千代田区霞が関  
一丁目1番1

### (3) 承認申請に係る土地の形状を明らかにする写真

写真の土地の所在と地番  
を記載してください。

(遠景・近景の写真のイメージ)

1 近景写真 (撮影日: ○年○月○日)



2 遠景写真 (撮影日: ○年○月○日)



建物が存在しないこと・土地の利用状況を確認するための資料として、申請土地の現況を撮影した写真を添付します。近景・遠景の複数の写真を提供してください。

#### 【注意点】

・土地の全体が分かる遠景の写真と、土地の上の有体物等が確認できる近景の写真をそれぞれ添付してください。

・承認申請に係る土地の範囲をマーカーで示してください。

・可能な範囲で添付書類の写真の撮影時期を付記してください。

・写真の撮影時期が相当古いものである場合、現時点の土地の形状に変更が生じている可能性があり、書面審査が適切に実施できないおそれがありますので、最新の現況が分かる写真を添付してください。

インターネットに表示された国土地理院地図の航空写真などを添付いただくこともできます。(以下は森林の例)

承認申請に係る土地の範囲をマーカーで示してください。



(空中写真の出典は地理院地図(写真))

【参考】 森林における境界表示の例



図面や写真の土地の所在と地番を記載してください。

○周囲から「既存境界標」又は「仮杭等」の位置を認識しやすいよう、ポール、プレート、テープ類(※2)を設置します。(写真はプレートの例)

○申請者が認識している隣接土地との境界点の位置を示す「仮杭等」(※1)を設置します(隣地所有者と合意の上で設置された既存境界標がある場合にはその境界標)。「仮杭等」は、申請時、法務局の審査時及び国庫帰属時にも残っている必要があります。これは、「仮杭等」が設置された範囲で帰属後の土地を管理することになるためです。

(1) 地図に示した撮影場所の番号を表示してください。  
(2) 撮影場所ごとに境界点又は境界線等境界の周囲を撮影した写真を添付してください。  
(3) 境界点(矢印で示してください)を起点として、認識している境界点及び境界線をマーカーで示してください。

※1 境界点の位置を示す「仮杭等」のイメージ

※2 ポール、プレート、テープ類のイメージ

国有林で活用している合成樹脂標(プラスチック)の例



ホームセンター等で市販されている合成樹脂標(プラスチック)の例



ポール、テープ類の例